

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月A県内の高校を卒業し、同年〇月〇日B所在のC会社（以下「会社」という。）に入社し、8か月の研修期間を経て同年〇月〇日〇課に配属され、搬送機器の据え付け工事及び配線工事に従事していた。被災者は、平成〇年〇月〇日から同月〇日まで会社に出勤しなかったため、同月〇日午前〇時〇頃、会社の寮の管理人が被災者の部屋を確認したところ、被災者が自室で縊頸を凶っていたところを発見された。死体検案書によれば、死亡したときは平成〇年〇月〇日頃、直接死因は縊死、死因の種類は自殺であった。

請求人は、被災者は職場でのストレスや不安、先輩との人間関係が原因で精神障害を発病し自殺したとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会的事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会(以下「専門部会」という。)

は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「ICD-10の診断ガイドラインに照らし精神疾患の発病の有無や発病時期を検討すると、平成〇年〇月に帰省した際の父親との会話等から、頭痛の症状が出現したことが確認され、遺書からは将来への不安感が読み取れるものの、明らかに精神障害の発病が疑われるような病的変化は見出せない。」とし、被災者がICD-10診断ガイドラインに分類されている精神障害を発病したとは判断できないと所見を述べている。

当審査会も請求人の主張を踏まえ、本件の一件資料を精査したところ、被災者の精神障害の発病を合理的に推認するに足りるものは認められないことから、専門部会の所見は妥当であり、被災者は精神障害を発病していないと判断せざるを得ない。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるところ、認定基準では対象疾病が定められ、その対象疾病を発病していることが認定要件の第2の1において定められている。

そうすると、上記(1)で判断したとおり、被災者は認定基準の対象疾病を

発病しているとは認められないことから、認定要件を満たさず、他の認定要件を審査するまでもなく、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

- (3) なお、請求人が申立書で述べているとおり、被災者の社会人として経験は研修期間で8か月、現場実務では12日間である。仮に被災者が自死直前に認定基準の対象疾病を発病していたと考え、発病前おおむね6か月の間をみたとしても、研修期間中は業務による出来事は認められず、現場実務の12日間の勤務においても、請求人自身が審理において「その程度で自殺するとはあり得ないと思う。」と述べているように業務以外の出来事を含むいくつかの出来事はあったと思われるが、業務による心理的負荷が「強」と認められるような「特別な出来事」や「具体的な出来事（恒常的長時間労働を含む）」はうかがえない。その理由の詳細は、決定書理由第2の2の(2)のウに説示のとおりであり、当審査会としても、上記説示は妥当であると判断する。

その他請求人の再審査請求の理由についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見出し得なかった。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。